

武田慎一議員。

〔31番武田慎一議員登壇〕

○31番（武田慎一）おはようございます。私は、このたびの4月の統一地方選挙で、5期目の当選をさせていただきました武田慎一と申します。どうぞよろしく申し上げます。

後援会の皆様方、先輩諸兄、同僚の皆様方、そして当局の皆様方に感謝を申し上げ、今後とも努力、精進をさせていただき、初心に立ち返り政治活動、議会活動をさせていただくことをお誓い申し上げます、以下質問に入らせていただきます。

政治・県政への参画率向上について、各種選挙において投票率の低下が目立つようになりました。有権者数の減少より、投票所へ行けない人、書けない人が増えてきたということです。重度認知症や要介護度5の方々が増えたということでございます。残念ながら、私の父もこの類いでございます。

ちなみに、独自調査ではありますが、概算で、朝日町では87名で有権者の1%、入善町では668名で3.4%、高岡市では8,274名で5.9%、富山市では9,305名で2.7%、南砺市では2,934名で7.2%、このような状況でございます。

そこで、政治や県政にとっての参画率を上げるために投票率向上は必須と考えますが、来秋、選挙を控えておられる知事の御所見をお伺いします。

県では、ウェルビーイングを成長戦略の中心に据え様々な施策を展開していますが、一方で、重度認知症を患っている方など、自身の意思表示が難しい方々の幸せの実感は、外見やアンケート調査ではなかなか分からないのではないのでしょうか。こうした方々のウェ

ルビーイングについてどのように捉えていくのか、新田知事の所見をお伺いいたします。

田舎の担い手、公務員のダブルワークについてであります。

警察官や教師、医師等、また建設業や飲食店など、あらゆる業種業態で人手不足となっており、特に地域の中小事業者において深刻化しております。私は、やる気、意欲のある公務員に、そうした人手不足を補っていただくことを提案いたします。

現在の地方公務員法第38条では、職員は任命権者の許可を受けなければ、報酬を得て、いかなる事業もしくは事務にも従事してはならないとされており、職員の兼業について許可制となっております。本県では、部活動指導員、手話通訳、統計調査員、投票立会人、農事組合法人の作業従事者に許可をした事例があると聞いております。

昨年、東部消防組合の消防職員がファストフードでアルバイトをして懲戒処分となりましたが、実家の飲食店を手伝った場合は懲戒処分になるのでしょうか。どうも腑に落ちません。これだけ、どの業種業態も人手が欲しくて困っておられることに、何の策も講じず黙っていたのでは、富山県経済を伸ばすどころか事業承継にもつながりません。

そこで私は、やる気や興味を持つ公務員がダブルワークを行いやすい環境を整備するため、非営利団体等に限らずもっと広く許可するなど、県の兼業許可の運用を見直していくことが必要と考えますが、新田知事にお伺いします。現況においては、県民からの理解は得られるものだというふうに私は思っております。

次に、今後の大型施設建設の考え方についてであります。

県営大型施設建設については、富山県武道館において、建設地等

に不満がある方もいらっしゃると思いますが、ようやく決着する形となり安堵するところでもあります。

ただ、振り返ってみますと、武道館建設までのスケジュールにおいては、健康・スポーツ環境充実検討会、武道館機能を有する多目的施設整備基本計画検討委員会まで設置をして進めてきたにもかかわらず、結局は資材の高騰、周辺環境の変化という取ってつけたことを理由に、千歳町が狭いので県総合運動公園にしますよということになりました。

高岡テクノドーム別館においても、資材高騰はもちろん、県内で資材を調達できない、予定価格に合致した施工ができないといった理由から、構想はあっても魂がなく不調となる。新川こども施設においても、選挙目当てかと思わせるような、いかにも必要なんだと言わんばかりに事を進めようとした。

もちろん、県民のための施設を建てることはよいことなのですが、諸々の混乱を招いたことも考えると、功罪があったと言っても過言ではなく、無駄な時間が費やされてしまったということは断言したいと思います。

いずれも、石井県政時代に始まったことをございまして、新田知事御自身の政策ではないのですから、一步立ち止まって拙速にならないよう、新田知事御自身のしっかりとしたお考えの下に進めていられるべきです。そのためには、設計業務は富山県内企業に任せ、また、設計経過を見ながら助言をしていくべきです。経済人として、いろんな施設の建設も経験してきたあなたなら、きっとできるはずです。

大型施設の設計業務の発注、着実な整備に向けた考え方を、新田

知事にお尋ねいたします。

忘れることができなくなりました令和5年7月13日、県内で線状降水帯が発生し豪雨が猛威を振るっていたこの日、私の南蟹谷地区後援会長を務めてくださっておりました赤池伸彦南砺市議会議員は、住民に避難を呼びかけている中、地滑りによる家屋倒壊の下敷きになり、その尊い命を落とされました。志半ば、まだまだ南砺市、南砺市民のために働いていただきたかった、また、働きたかっただろう、優しい頑張り屋さんでした。心より哀悼の誠をささげ、謹んで御冥福をお祈りいたします。

国道304号沿いの法面においては、数か所に及ぶ地滑りがありましたが、家屋が周辺になかったことが幸いしました。しかし一方で、土砂に押し流されている家屋もあり、もしかすると大きな被害が出ていたと予想される寺院等もありました。

今後、護岸崩壊、堤防道路への溢水のおそれがあり、伐木や河道掘削のレベルではなく、もはや堤防のかさ上げなど抜本的な対策が必要ではないでしょうか。何年も前から災害を未然に防ぐ施策も打ち出されている本県ですが、まだまだ危険箇所などの調査がし切れていないものと推察いたします。

そこで、今回の豪雨により県内各地で発生しました被害箇所の復旧やこれからの災害未然防止対策について、市井土木部長にお尋ねいたします。

平成24年に国土交通省が、渋滞による影響が大きい交差点の交通量を調査し、主要渋滞箇所として189か所を選定しました。あれから毎年1回調査をし、10年増減を繰り返し、現在は179か所となり、交差点改良や周辺道路の整備を行っております。一方、中には測量

設計はされたものの手はつけられず、雑草が生い茂ったり住民からの苦情も出ている箇所もあります。

そこで、多数、箇所が現存いたします渋滞の影響の大きい交差点について、どのようなスケジュールで、どのような予算配分で改良を進めようとするのか、市井土木部長にお尋ねいたします。

県内各地でダムができるまでの間、先人の知恵や土木技術により、洪水から生命や財産を守る工法として霞堤が設置されてきました。江戸時代よりこれまで、県内では国、県管理のものが106か所設置され、途中、圃場整備等による撤去工事も行われてきました。

南砺市才川七の圃場整備箇所においては、3年前より、工事の作業効率や作付に関わることなので、関係各所に霞堤の撤去の相談をしまいましたが、一向に結論が出ず、先月ようやく土木部と農林水産部の協議がまとまりました。誠にありがたいことなのですが、まだ、これから5年程度かかるそうです。なぜ、ここまで時間を要するのか不思議であります。もっと早く進めていただけたのなら、現在の圃場整備に絡めて工事ができました。大変な無駄、ロス、怠慢とも言わざるを得ません。

また、6月定例会では土木部長は、山崎宗良議員の質問に対し、今後とも霞堤の機能を維持保全していくことが重要と考えると答弁されており、当然とは思われますが、TPOによっては経験則から柔軟で素早い対応を願うものです。

そこで、これまでの3年間は何だったのか、あと5年もかかるのか。これから同じような事例があった場合、もっと迅速に部局横断的に連携をして手続等を進めるべきと考えますが、市井土木部長にお伺いします。

J R 城端線・氷見線が、大筋、あいの風とやま鉄道に移管されることが決まりました。少し拙速と感ずるところもありますが、4市長さんのスピード感ある決断に感謝いたします。

日吉社長によると、5つの引き継ぐ条件が出されました。もう1つ付け加えていただきたいことがありまして、自民党から要望が上がっている踏切の拡幅です。氷見線にはありませんが、城端線には第2北野、上黒田の2か所があります。この2か所について早期の拡幅に向け、条件に付け加えることは当然のこと、J R等関係者との協議などスピード感を持って取り組むべきと考えますが、市井土木部長の御所見をお尋ねいたします。

過日、県道金沢井波線において、路線バスと中型トラックが正面衝突し、トラック運転手が死亡するという痛ましい事故が発生しました。もともと見通しが悪く狭い道路であり、令和3年から5年の3年間で物損事故9件、人身事故2件が発生しております。

道路構造令上、第3種第2級小型道路に定義されます。付近には、自民党から毎年拡幅の要望が出ております三清橋があります。まさしく、この路線でいつの日か大惨事が起こると予想されていたわけでもあります。

よくよく調べてみますと、この道路には改良計画もなく、改良する予定がありません。しかし、県内には片側2.75メートルの道路は山ほどあるわけですし、車両が大型化していることや物流の需要が高まっていることを鑑みると、改良整備の必要性はますます高まっています。

県内の調査を実施し、今後の改良に向けスタートすべきと考えますが、市井土木部長にお考えをお聞きします。

次に、県立高校に関する課題についてです。

クラス数を減らすのではなく定員を減らし、小規模校でも維持し、再編統合を引き延ばしていく、そのような方向性となっています。

石井県政時代の高校再編議論と180度転換され、県民をないがしろにしない優しい教育行政に変わってきたと、うれしく思います。いつの日か再編統合は必要なんだろうと考えますが、地元には高校がある安心感、地域の活力を感じる充実感が、少しは保っていけるものだと思います。

8月17日に、県外からの高校生を受け入れる地域みらい留学を支援する地域・教育魅力化プラットフォームの岩本氏が、旧平村にお越しになられ、国内の取組や、平高校の可能性とスケジュールをレクチャーいただきました。このことには、南砺市や、とりわけ旧平地域の協力と頑張りが必要でして、田中幹夫南砺市長は鼻息を荒くし、何としてでも成し遂げると決断宣言をされました。

そこで、県教育委員会として、南砺平高校における県外からの高校生受入れを主導的に進めるべきと思われますが、荻布教育長にお尋ねいたします。

過日、黒部宇奈月キャニオンルート視察に出かけてまいりました。年間100万人以上の入込数を誇ります立山黒部アルペンルートです。いよいよ来年6月30日から一般開放、旅行商品化されることになりました。

課題として、受入れ客数が少ないのでトロッコの便数を増やすこと、横抗がただ単に暗いのでプロジェクションマッピングで飾るようにすること、雨天曇天の場合は仙人谷、タル沢、後立山の表情が分かりにくいため鮮明なパネルを設置すること、中島みゆきさんが

紅白で歌った場所を明確に示すことが考えられます。何よりも、五箇山ツアーを取り込んでいただけたことに感謝をいたします。

まず、県民がこの商品等を購入しやすくするためには、どのような手だてがあるのか、県民が1日を楽しく過ごすことができるよう、どのようにして魅力向上を図っていくのか、今後どのような手法で国内外に知らしめPRするのか、地方創生局長にお尋ねいたします。

介護施設等の職員の負担を軽減するため、在宅での介護や看護を進めていく必要があると思われまます。

本県では、在宅要介護高齢者福祉金を重度介護者に対し、在宅介護、在宅看護を受ける高齢者がいる御家庭に月5,000円を給付する取組が行われています。ちなみに南砺市では220名がその対象です。

他方、入浴、排せつ、食事等の介護や喀たん吸引などの医療的ケアを在宅で行っている家族の、身体的、精神的負担は相当なものです。いつときでもデイサービスに預け、医療的ケアも含めて任せることができれば、負担を軽減できると思います。

そこで、医療的ケアを伴う通所介護サービス、いわゆるナーシングデイサービスの普及を進めていくべきと考えますが、有賀厚生部長にお伺いいたします。

先ほど同級生の谷村議員からも質問がありましたが、4月に、とやま介護テクノロジー普及・推進センターが開所しました。高齢化の進展により、今後ますます介護現場の負担が増す中、介護ロボットやICTの導入、DXに対応した取組が必要と考えます。せっかく整備したセンターですので、介護事業者に十分活用してもらえようPRを図っていくべきと考えます。

そこで、ここ半年で利用度はどうか、県内の介護事業者は、具体

的にどのような介護ロボットやICTに関心を持っておられるのか、また、今後どのように利用者を増やそうとされるのか有賀厚生部長にお伺いします。

県民が物価高騰に苦しむ中、これまでコロナ対策として、プレミアム商品券やプレミアム食事券の取組もありました。5月、6月の補正予算では、そうした予算は見当たらず、このようなことでは富山県経済は決して上昇気流には乗れません。県においては、物価高騰に苦しむ庶民の負担軽減、消費喚起策の実施について、機会を捉えて国に要望してもらいたいものだと思っております。

ガソリンの高騰も深刻でありまして、県民はマイカーでの遠出を自粛するようになっており、今月7日から新たな価格抑制策も始まりましたが、先行きは見通せません。そこで私からは、公共交通機関の利用補助について提案したいと思います。

国の支援はありませんが、ガソリンが高騰している今こそ、最大の通学通勤補助を行うなど公共交通機関の利用促進に取り組むべきと考えますが、田中交通政策局長にお尋ねいたします。

最後に、農業政策についてお尋ねいたします。

福井県坂井市のスマート農業は先駆的で、視察者も非常に多いということをお聞きし、充実しているということでございます。国営水橋や南砺市小坂の圃場は、まさにスマート農業に対応するよう造り上げられようとしております。しかしながら、その予想図はあまり見えてきておりません。

高価な無人機械の導入なのか、それともスマートフォンなどの技術的操作なのか、県として具体的にどのような営農体制を目指していかれるのか津田農林水産部長にお尋ねいたします。

寺口議員から先ほど教わったのですが、最近コンビニで富富富おにぎりが発売されるようになりました。また、米の値段も少し上がるようになってきましたので、少しうれしく思っております。コシヒカリから富富富へのシフトの流れになっております。「『寿司』と言えば、富山」のために、もっともっと富富富の需要を伸ばさなくてはなりません。

また、逆に、つや姫のように、食味がよく暑さに強い品種はほかにもありますので、どうしても富富富にこだわらないといけないのかという考えの方もおられるということを知っております。

そこで、コシヒカリから富富富にシフトするに当たって、課題は何なのか、また農業者の声は何なのか、津田農林水産部長にお尋ねいたしまして私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（山本 徹）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）武田慎一議員の御質問にお答えをします。

まず、投票率向上についての御質問にお答えします。

御指摘の介護が必要な方についてですが、公職選挙法では、入院やあるいは入所などの理由で投票所に行けない場合は、病院や介護施設などで不在者投票を行う制度があります。また、身体に重度の障害がある方の投票は、郵便などによる方法があります。また、心身の故障、その他の理由で自ら候補者の名前を記載することができない方には、代理投票というやり方が可能とされています。

県及び市町村の選挙管理委員会では、これらの方法について広報紙やホームページに掲載するなど、投票の機会が失われないように

周知を図っていると承知をしております。

こうした取組に加えまして、有権者の関心を高める観点からは、地域課題を自分事として捉える主権者教育も重要だと考えておりまして、県及び市町村選挙管理委員会では、高校生などへの出前授業や、県内大学と連携したワークショップを実施しておりますほか、来月には県立大学大学祭で選挙啓発イベントを開催の予定であります。また、長く続いております高校生とやま県議会、また青年議会などというやり方もやっております、私も一生懸命それには応えているところでございます。

また、投票しやすい環境の整備ということですが、大型商業施設への期日前投票所の設置、また巡回バスによる投票所への移動支援にも、各選挙管理委員会で努めていると聞いております。なお、この期日前投票所の増設なんですが、投票環境の充実については大変有力なやり方だと思います。ただ、コストやセキュリティーなどの面から検討課題があるとは聞いております。

ですが、乗り越えるべきハードルはあるわけですが、選挙というのは民主主義の根幹です。言うまでもありません。できるだけ多くの有権者に投票していただくことが何よりも重要と考えております。政治や県政への参画を高める観点からも、投票率の低下というのはゆゆしい問題だと考えております。

県及び市町村の選挙管理委員会においては、課題意識を共有していただき、他県での取組事例なども参考にしながら、有権者がより投票しやすい環境の整備や有権者の関心を高める主権者教育の充実に、連携して努めていただきたいと考えております。

次に、意思表示が困難な方々のウェルビーイングについての御質

問にお答えします。

社会が成熟し、価値観やニーズが多様化する中、多様性を前提とした施策の質の向上が求められているため、一人一人の主観を重視した持続的な幸せの実感であるウェルビーイングを、様々な角度から体系的に捉えるべく、県民意識調査を分析し、県独自の指標を策定しました。このことは、手前みそではございますが、時代に合った取組ではないかと考えております。

一方、意識調査では対象者の主観的実感を問うこととなりますので、御指摘のように、重度の認知症の方々のように御自身で意思表示が困難な方々の思いを酌み取るには、限界もあることも認識しているところです。しかし、そうした方々を決して取り残してはいけないとも考えております。御自身での意思表示が難しくても、周りの方々が、その方のウェルビーイングに思いを巡らせることはできると思います。そして、その人にとっての最善を自分事のように考え、寄り添い、行動することが大切と考えます。

私は、ウェルビーイングの推進により、こうした意識や行動を後押ししていきたいんです。そして、その広がりには社会全体のウェルビーイングにもつながっていくと考えます。そもそも、県民のウェルビーイングの形は多様です。多様な他者を思いやり、違いを互いに認め合うことが大切です。我々一人一人がウェルビーイングに真摯に向き合うことは、そうした意識や行動のきっかけにもなるものと考えます。

そのため、意思表示が困難な方の周囲の方々や、様々な社会的支援に携わられるの方々にも、ウェルビーイングを意識していただけるよう、研修や講演などの機会も活用して、さらに普及に努めまして、

このウェルビーイングを羅針盤として、誰1人取り残さない社会、幸せを実感できる富山県をつくってまいりたいと考えております。

私が「ウェルビーイング先進地域、富山」、これを何度も言っておりますが、この言葉に込めているのは、まさに他者のウェルビーイングにも思いをはせることができる人がたくさんいる社会という意味で使っております。申し添えさせていただきます。

次に、県職員のダブルワークについての御質問にお答えをします。

地域や社会に貢献する公益的な活動への職員の積極的な参加は、地域や社会にとってプラスになり、職員のスキルアップ、行政サービスの向上に資すると考えており、職員の兼業は有意義であると認識しております。一方で、その活用は約1%にとどまっているというのが実態です。

兼業についてですが、県行政の公平公正さを担保するために、職務専念義務や営利企業従事制限など地方公務員法上の制約があることや、公務員が民間事業などに従事することへの県民の御理解を得ることが必要であるなどの課題もあります。

国では、令和元年に、国家公務員が公益的活動を行うための兼業の許可基準に係る通知を出しておられまして、これを受けて本県でも、国に準じた兼業許可基準を明確化し、例えば、地域の防災・防犯に関する活動や、伝統行事や地域イベントの振興に関する活動などの社会貢献活動について認める運用をしています。

議員御提案の人口減少に伴う人材の希少化、担い手不足を背景とした職員のダブルワークについては、県職員に与えられた職責を十分に果たし公務に従事することを大前提とした上で、地域活動休暇の創設も念頭に置きながら、職員が社会貢献活動、地域活動に参画

しやすい環境づくりを検討してまいります。また、他県の事例も参考にしながら、営利企業従事許可が可能な範囲を具体化するなど、現行制度が職員に一層活用されるように検討してまいります。

なお、県庁内においても、新興感染症や災害復旧など、突発的な業務で職員を確保しなければならない事態も頻発しておりますことから、県業務に支障が生じない範囲で検討するという事柄も、やはり御理解をいただきたいと思っております。

大型施設建設についての質問にお答えします。

県の大型施設の設計業務については、高度な技術力が必要であることから、入札価格により受注者を決定する指名競争入札に代え、施設整備に関する提案やこれまでの実績を評価するプロポーザル方式を採用しております。特に、県内での類似施設が少ない建築物につきましては、多種多様な提案をこちらから要求するので、県内、県外を問わず広く公募してきたところではあります。

近年の大型施設では、県内の設計事務所が担当されたものとしては、県立大学中央棟、また防災危機管理センターなどがあります。また、県外事務所が担当されたものとしては、高志の国文学館や富山県美術館があり、それぞれ完成しているところであります。

大型施設の整備は、多額の投資になることは言うまでもありませんので、県内にその投資効果が及ぶことが望ましいと私も考えております。ただ、WTO案件になりますと、県内業者とか、県内調達を指定することはできないことも御理解いただきたいと思っております。しかし、設計の仕様書に、県内でも調達可能な資材が用いられるよう配慮してまいりたいと考えます。

現在、建設市場では、資材の高騰、労務費の上昇の影響により建

設コストが高止まりしており、全国的に大型施設の建設において工事が受注に至らず、不調・不落となっている事例が見受けられます。

このため、今後、県が進める大型施設の整備においては、プロポーザルや設計の内容などについて、議員の御指摘にありましたように、私自身が必要なタイミングで確認をするなど、着実な整備の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

また、大型施設、いわゆる3点セットについての言及もありました。知事が変わったからといっても、もちろんそれは継続性の原則で引き継ぐわけですが、引き継いだ者として申し上げますと、何のために何を、という部分の議論が、必ずしも尽くされていなかったような気がいたします。また、その中で、各担当は本当に懸命に詳細を詰めて計画を練り上げてまいりました。ただ、その大本のコンセプトの議論が、ちょっと不足していたと思われるために、これが歳月の流れ、また物価の高騰などという荒波の前に、耐え切れなかったものも出てきているということでもあります。

武道館につきましては、そういう意味では、ぜい肉をそぎ落としまして、また整備場所を変更することによって、軌道に乗せようとしているところがございます。

高岡テクノドーム別館につきましては、まさに、何のために何を、という部分の議論が、やはり足りなかったということを感じているわけで、今立ち止まって考えているところがございます。

新川こども施設、これについては当初からPFIの手続にのせてやってきておりますので、今のところ順調に来ておりますが、ただ一方で、地元からは、例えば魚津水族館も大切じゃないか、このような御意見もいただいているところでもあります。悩ましいところで

ございます。

私からは以上です。

○議長（山本 徹）市井土木部長。

〔市井昌彦土木部長登壇〕

○土木部長（市井昌彦）私にいただきました5問中、まず、豪雨災害への対応等についての御質問にお答えします。

6、7月の豪雨により損傷し国の災害復旧事業で復旧予定の公共土木施設は、県で147件、市町村で89件の計236件となっております。このうち、6月被災分につきましては国の災害査定を終えており、7月被災分につきましては9月下旬から順次査定を受ける予定でございます。査定後、準備が整い次第、復旧工事を発注し早期復旧に努めてまいります。

こうした災害に備え、日頃から危険な箇所を把握しておくことは、河川管理上、重要なことであると考えております。このため、8つの土木センター・土木事務所におきましては、河川巡視員が月1回で管内の河川を一巡できるよう定期的に巡視を行い、また、職員も随時パトロールを実施し、堤防の陥没や護岸の損傷など異常の早期発見に努めておるところでございます。

このうち、特に水防上注意を要する箇所につきましては、県の水防計画に重要水防箇所として位置づけ、毎年の県水防協議会で、市町村等の関係機関と最新の情報を共有するとともに、対策工事にも取り組んでおるところでございます。

未然防止対策につきましては、土木部では、これまで、国の5か年加速化対策の予算も活用し河川改修等を計画的に進めておるところでございます。また、この9月補正予算案では、災害対応・未然

防止枠として県単独予算を9億円計上し、今回の豪雨で土砂が堆積した河川のしゅんせつのほか、一部護岸のかさ上げを行います。

一方、本県の河川整備率は令和4年度末時点で約57%と、整備が必要な区間はまだまだ多く残されておるところでございます。引き続き、必要なハード対策を進めるとともにパトロールなどにより河川の状況把握に努め、国や市町村等と連携し水防体制を整え、水災害に備えてまいります。

次に、渋滞対策についての御質問にお答えします。

県内では、交差点の信号待ちが2回以上発生し走行速度が時速20キロ以下となるなどの主要渋滞箇所として、平成24年度に189か所が選定され、平成29年度以降、毎年見直しが行われております。

この主要渋滞箇所につきましては、当初選定以降、各道路管理者がそれぞれ対策を進めてきた結果、これまでに20か所が解除された一方で、新たに10か所が追加され、先月時点で国、県、市町村合わせて179か所となっております。このうち、県管理道路は103か所で、富山市が全体の約7割に当たる71か所、高岡市内が18か所で続いております。

県では、今年度、主要渋滞箇所36か所において対策を進めております。富山駅付近連続立体交差事業や県道高岡環状線など大規模構造物の整備を伴うものでございますとか、福光駅前の国道304号や富山市本郷町の県道富山環状線での交差点改良など、幅広く事業を展開しております。こうした対策には多額の事業費を要するものや、用地買収を伴い地元調整に時間を要するものもございますが、一連区間が完了すれば円滑な交通の確保につながるものと考えております。

県としましては、まずは現在事業中の箇所について、その整備効果が早期に発現できるよう、予算を確保し、完成を目指してその進捗を図ることとしております。また、その進捗を踏まえ関係機関と協議の上、新たな箇所について順次取り組んでまいります。

次に、霞堤撤去についての御質問にお答えします。

霞堤は、堤防に開口部を設け、上流側の堤防と下流側の堤防が二重になるようにした不連続な堤防であり、洪水時には、堤防の開口部に一時的に水をためて河川に流れる水量を抑える洪水調節等の効果がございます。

急流河川が多い本県におきましては、霞堤は、庄川や片貝川などにおいて伝統的な治水工法として数多く存在しており、大規模な浸水被害の防止、軽減に効果があることから、治水上、今後とも霞堤の機能を維持保全していくことが重要と考えております。

河川管理者以外の者が霞堤撤去等の河川工事を行おうとする場合、河川法第20条の規定により、河川管理者の承認を受ける必要がございます。その際、工事設計及び実施計画を記載した承認申請書を河川管理者に提出し、工事等の内容が河川管理上支障がなければ、河川管理者はこれを認めることが適当な場合があるとされており、この中で定められた手順により手続を進めていくこととなっております。

県農林水産部が進めている南砺市才川七地内の県営圃場整備につきましては、令和3年度当時から小矢部川の霞堤撤去の要望がございましたが、治水上の観点から撤去しない計画を地元へ説明していたところがございます。今年度当初、改めて霞堤撤去の要望があったことから、再度、農林水産部と両部で協議の上、現在、撤去に向

け、河川流下能力の検証等に農林水産部において着手されたところ
でございます。今後、速やかに手続を完了できるよう、両部で連携
して取り組んでまいります。

県といたしましては、河川法第20条に基づく霞堤の撤去等の協議
を受けた際には、申請者の意見を十分にお聞きし、迅速にまた丁寧
な対応に努めてまいります。

次に、踏切道の整備についての御質問にお答えします。

現在、議員から御紹介いただきました、JR城端線の第2北野と
上黒田の2か所の踏切では、交差する踏切道の改良に向け、県と高
岡市がそれぞれJR西日本と協議を進めております。

このうち、県道長楽寺福光線と交差する南砺市の第2北野踏切に
つきましては、付近に小学校や市役所がありますが、幅員が狭く歩
道もないことから拡幅整備を計画しておるところでございます。こ
れまでに踏切拡幅に係る地元の同意をいただき、JR西日本と計画
協議を終えており、現在、踏切部の詳細設計を実施しておるところ
でございます。今後、踏切改良促進法に基づく、改良すべき踏切へ
の指定手続を進めることとしております。

また、高岡市道佐野上伏間江線と交差する上黒田踏切につきまし
ては、踏切内に歩道がないことから歩道整備が計画されております。
令和3年に、改良すべき踏切に指定され、昨年度、踏切改良に係る
詳細設計も完了しておるところでございます。現在、高岡市とJR
西日本との間で実施協議の締結に向け、調整が進められていると伺
っております。

あいの風とやま鉄道が示した城端線・氷見線移管の5条件に加え、
踏切の拡幅改良も条件とすればよいのではないかという御提案をい

ただきましたが、移管の条件につきましては、あいの風とやま鉄道が会社として決定した意向を尊重する必要があると考えておるところです。

踏切道を整備する県としましては、今後とも道路管理者の立場から、J R 西日本と協議、調整を進め、また、高岡市に対しましては助言等の協力を行うなど、それぞれ早期に事業着手できるよう努めてまいります。

最後に、幅の狭い道路の改良の御質問についてお答えします。

道路構造令の第3種第2級及び第3級の道路は、地方部の一般道路に適用されております。さらに、セミトレーラー等が通行する普通道路と、小型の乗用車や貨物車を想定した長さ6メートル、幅2メートルの小型自動車等が通行する小型道路に分類されております。

小型道路の車線幅員は2.75メートルに規定されており、普通道路の規定である幅員3.25メートルないし3メートルより狭い小型道路の規定を適用しセンターラインを設け、双方向の車線を確保している箇所というのは県内に多くございます。

令和4年4月現在における県内の2車線道路のうち車線幅員2.75メートルの道路は、総延長約530キロメートルと、県下に広く分布しておるところでございます。議員御紹介の南砺市三清東から北市地内までの県道金沢井波線も、それに該当するところがございます。

こうした道路も含め、県下で約2,480キロメートルある県管理道路の整備につきましては、こうした現道の幅員はもとより、交通量や道路の線形、学校施設などの立地状況や通学路の指定状況、さらには事業費も考慮し、早期効果発現が図られるよう整備区間を定め、

車道の拡幅、歩道の新設、路肩の拡幅やカラー舗装、標識や路面標示など、道路パトロールや随時の現地調査も行い現地の状況に適した工法を選定し、対策を講じておるところでございます。

また、道路整備の事業化に当たりまして、必要がございましたならば車線幅員の拡幅にも併せて対応しておるところでございます。例えば、南砺市内では、荒木地内の国道304号や下吉江から吉江中に至る県道砺波福光線などでは、改良に併せ現況幅員を拡幅しておるところでございます。

県といたしましては、引き続き、国の交付金予算も活用するなど予算の確保に努め、道路利用者の安全確保と利便性の向上を図ってまいります。

以上です。

○議長（山本 徹）萩布教育長。

〔萩布佳子教育長登壇〕

○教育長（萩布佳子）私からは、南砺平高校における県外からの高校生の受入れについての御質問にお答えをいたします。

南砺平高校での県外生徒の受入れについては、県議会での御提案や地元の南砺市からの御相談もあり、現在、受入れの実現に当たっての課題が解決できるかといったことについて、市と協議を進めているところでございます。

全国募集を導入しようとする場合に今後解決すべき課題としては、現状では、生徒寮は週末や長期休業期間中は運営していないため、この間の生徒の食事など日常生活の世話をする人材の確保や体制をどうするか、また、生徒寮を使用しない場合は、生徒を受け入れる宿泊施設などの体制をどう確保するかなどがございませう。

こうした生活支援などの安定的な受入れ体制づくりには、地域の御理解や協力が不可欠であり、県と市が共同で進めていく必要があるというふうに考えております。

このため、議員からお話がありましたとおり、先月には県教育委員会と南砺市が共同で、高校生の全国募集を支援している地域・教育魅力化プラットフォームの岩本代表理事を講師に招いた講演会を開催し、約70名の地域住民の皆様に御出席をいただきました。

プラットフォームの岩本氏からは、過疎化が進む島根県の離島にある高校での御自身の取組の経験を基に、高校と地域が協働して魅力ある高校づくりに取り組み、県外から多様な生徒を受け入れたことで、地元生徒や地域住民にもよい影響があったとのお話を伺ったところでございます。

今後でございますが、6月に設置した県立高校教育振興検討会議においても、県立高校での全国募集について、メリットや課題等を踏まえ方向性を議論いただくこととしております。検討会議での御意見も参考にしながら、引き続き全国募集について南砺市と協議を丁寧に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 徹）竹内地方創生局長。

〔竹内延和地方創生局長登壇〕

○地方創生局長（竹内延和）私から、黒部宇奈月キャニオンルートに関する御質問にお答えをいたします。

黒部宇奈月キャニオンルートの旅行商品化につきましては、時間の余裕を持って訪れていただくことで、立山・黒部の大自然や電源開発の歴史への理解、ひいては満足度を高めることにもつながると

されました、黒部ルート一般開放・旅行商品化準備会議における議論も踏まえまして、初年度の令和6年度は、ガイドによる事前レクチャーや宿泊を含めた4つのコースで開始することとしております。さらなる対応につきましては、開始後の状況を確認の上、それを踏まえて検討したいというふうに思います。

ツアーの魅力については、去る8月31日に開催されました、先ほど申し上げた、黒部ルート一般開放・旅行商品化準備会議におきましても、複数の委員から、電源開発の歴史への理解促進、トンネルが多い行程等の面から、ガイドの重要性を改めて御指摘いただいたところでございます。現在、それを受けまして、専門ガイドの養成に取り組んでいるところでございます。

高熱隧道の熱気や硫黄のにおいを感じつつ難工事に思いをはせられるような案内や、ルート特有の様々な乗り物が設置された理由など、ルートの本来的な魅力や価値を伝えつつ、インクラインでの擦れ違い体験、歌手の中島みゆきさんが歌われた場所の紹介など、様々な見どころも合わせて、天候にかかわらず満足度の高い旅行商品となるように取り組んでまいります。

国内外へのPRにつきましては、首都圏のメディアを対象としたPR会議や現地プレスツアーを開催するなど、メディアの発信力を活用したプロモーションを行っております。9月と10月に実施する現地プレスツアーには、国内外合わせて40を超える媒体からの参加申込みをいただいております。

今後、順次、メディア露出も増加するというふうに見込んでおりまして、引き続き効果的なプロモーションを行ってまいります。

以上です。

○議長（山本 徹）有賀厚生部長。

〔有賀玲子厚生部長登壇〕

○厚生部長（有賀玲子）私からは、2問お答えさせていただきます。

まず、いわゆるナーシングデイサービスの普及ということでございます。

高齢者、特に後期高齢者の増加に伴い、医療的ケアを必要とする中重度の要介護者が増加することが見込まれており、本人の住み慣れた地域における生活の継続や、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るためには、利用者の状態に応じた適切な介護看護サービスを充実させる必要があります。

現在、医療、介護双方のニーズが高い高齢者が通所サービスを利用する場合は、療養通所介護事業所と、通所を含めて訪問、泊まりの3つのサービスの機能を持つ看護小規模多機能型居宅介護事業所——小多機でございますけれども、こちらがあり、本県では、複合的なサービスを提供している小多機のほうの利用が多いという状況でございます。

県としては、在宅における医療的ケアをどのような手段で受けたいかというニーズは多様であることから、通所介護をはじめ、泊まりや訪問のサービス提供において、医療的ケアが必要な人や家族の希望に応じて柔軟に対応できる体制を確保していくべきものと考えております。

今後、要介護認定者数の推移など市町村の実態を踏まえて策定する第9期介護保険事業支援計画においては、医療的ケアを必要とする中重度の要介護者が安心して在宅生活を送れるよう、看護師などの人材確保と併せてサービスの基盤整備を進めてまいります。

次に、介護のロボットやICTについてでございます。

とやま介護テクノロジー普及・推進センターの利用状況については、半年分ではなく4月―8月期、5か月の比較にはなりますが、先ほど谷村議員の御質問にお答えしたとおりでございます。

利用者の増加に向けた取組としては、展示・体験環境の充実をはじめ相談対応、体験展示会等のイベント開催のほか、毎回定員を超える申込みのある、一般県民や事業所の専門職や介護福祉士養成校の学生といった方を対象とした介護ロボット等体験講座、こちらを追加開催するなど研修の充実強化を図ってまいります。

県内の介護事業所から多くの相談や関心が寄せられているテクノロジーといたしましては、介護ロボットでは、利用者の抱え上げをロボットが代替し、ベッドと車椅子の間の移乗をアシストする移乗支援ロボットや、居室内の利用者の状況をセンサーで感知し遠方からの効率的な見守りが可能となる見守りセンサーのほか、ICTでは、遠方にいながら職員間での利用者の状況の共有が可能となるインカムなどが挙げられます。

県といたしましては、県内の介護事業所に、センターの展示、体験や研修などを通じて新しい技術や考え方に触れ、それらを積極的に取り入れていただくことにより、さらなる介護サービスの質の向上や職場環境の改善が進むよう努めてまいりたいというふうに思っております。

私からは以上です。

○議長（山本 徹） 田中交通政策局長。

〔田中達也交通政策局長登壇〕

○交通政策局長（田中達也） 私からは、公共交通の利用補助について

の御質問にお答えいたします。

燃料費の高騰の影響により、交通事業者を取り巻く経営環境についても極めて厳しい状況にあると認識しております。

県では、県民生活に欠かせない地域交通サービスの維持確保を図るためには、先手先手の支援を講じる必要があると考え、これまで数次にわたる予算編成を通じ、鉄軌道、バス等の燃料費の高騰支援について必要な対策を行ってきました。

こうした支援を通じ、マイカー利用者のコストが増加する中、公共交通機関の利用料金は相対的に抑えられている状況にあり、公共交通のメリットが高まっていると認識しております。

県としては、持続可能な公共交通の確保には、ガソリン価格の高騰時に限らず、公共交通の利用を増やしていくことが必要と考えております。引き続き、地域交通戦略会議や部会の委員の御意見も伺いながら、利用促進策について議論を進めてまいります。

○議長（山本 徹）津田農林水産部長。

〔津田康志農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（津田康志）私からは、2つの質問にお答えいたします。

まず、スマート農業についての御質問にお答えします。

農業の担い手の減少、高齢化が進展する中、生産性の高い農業を実現するため、スマート農業技術の活用は重要と考えております。このため県では、生産コストの削減を図る圃場の大区画化、高収益作物の導入を促進するための圃場の汎用化、スマート農機やICT水管理技術など、スマート農業の導入を可能とするための基盤整備を進めております。

現在、議員御紹介のあった地区を含め県内複数の圃場整備地区では、基盤整備に併せて自動操舵トラクターや草刈りロボット、スマートフォン等で操作できる自動給水栓などの導入が検討されているほか、エンジンやタマネギ等の省力機械化一貫体系が進められております。

また県では、本県が目指すスマート農業の姿として、誰もが取り組みやすい効率的な農業を掲げ、スマート農機活用による省力化、生産性の向上、農機のアシスト機能、自動化機能による作業の軽労化、安全性の向上、蓄積データやセンシングに基づく適正管理による収量・品質の向上など、7つの事項を推進することとしております。

一方で、スマート技術の導入は、比較的高価な農機や設備の整備に加え、使いこなす人材の確保が必要となることから、スマート農業指導員等が農業者の要望を聞きながら、栽培や経営環境に適したスマート農業技術を選択、導入できるよう支援することが大切だと考えております。

引き続き、個々の営農に応じたスマート技術の導入を促進し、市町村、土地改良区、JAなど関係機関・団体と連携し、生産性の高い営農体制の構築に取り組んでまいります。

次に、富富富についての御質問にお答えいたします。

富富富の栽培面積は、令和7年産での2,000ヘクタールの目標に対し令和5年産では1,632ヘクタールとなっております。議員からも御紹介ありましたが、富富富を100%使用したおにぎりが一昨日から販売されるなど、需要は高まっているというふうに考えております。

富富富へのシフトにつきまして、農業団体との意見交換の場や農業者を直接訪問する機会を設け、御意見等を聞き取りしたところ、生産資材の高止まりや今年の高温等の影響もあり、農薬や肥料コストの低減が可能で、高温による品質低下や倒伏を回避できるといった優位性を評価する声が多く聞かれております。

また、課題としましては、地域によっては収量がやや少ないところもある、作業の競合を避けるため田植時期にもっと幅を持たせるべき、省力化や作期分散のため多様な直まき栽培を可能にすべき、また、乾燥機等を所有しない集落営農組織等からは、地域の共同乾燥調製施設で受け入れてほしいなどの意見がございます。

県では、これまでも、適切な施肥や水管理により過剰もみ数を防止し、登熟割合を高め、収量性向上を図る技術指導の徹底、コシヒカリとの作業の重複を避ける作付モデルの提示と直まき栽培の実証試験、JAや大規模生産者が運営する乾燥調製施設の荷受け機能の向上に必要な施設改修などへの支援を進めております。

今後、富富富へのシフトに向け、こうした現場の声を十分に踏まえた生産環境の整備に努めるとともに、家庭用と中食・外食用の割合や県内外の割合など、ターゲットとなる販売層や仕向け先に応じた効率的なPR方法等も次期戦略に盛り込みまして、需要の拡大を図るなど、農業団体と連携して、消費者から選ばれる米として富富富の生産拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（山本 徹）以上で武田慎一議員の質問は終了しました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩